

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属件数

平成26年中に全労委に係属した新規係属件数は703件で、25年に比べ11件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが423件で、25年に比べ86件減少している。なお、全体に占める割合は60%となっている。(第39表及び巻末統計表第20表参照)

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

(単位:件、%)

区 分		件数					構成比率					
		22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	
事項	年											
	新規係属件数	717	709	709	714	703	100	100	100	100	100	
	内 訳	委員推薦	220	147	217	153	207	31	21	31	21	29
		不当労働行為	420	491	419	509	423	59	69	59	71	60
		法人登記	70	64	65	42	70	10	9	9	6	10
		総会決議	7	7	8	10	3	1	1	1	1	0
協約拡張適用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

このほか、委員推薦が207件で54件の増加、法人登記に伴うものは70件で28件の増加、総会決議に伴うものが3件で前年より7件の減少となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は120件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの83件、委員推薦に伴うもの36件、法人登記に伴うものが1件となっている(巻末統計表第22表参照)。

2 審査

平成25年からの繰越件数581件、新規係属件数703件の合計1,284件のうち、適格決定451件、取下又は打切244件で、合計695件が終結し、589件が27年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた451件の内訳は、委員推薦に伴うもの206件、不当労働行為救済申立てに伴うもの175件、法人登記に伴うもの66件、総会決議に伴うもの4件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件である(巻末統計表第22表参照)。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、平成26年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越し事件、平成26年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。